

## 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、原子力規格委員会（以下、委員会と略記）の功労賞の表彰に関する必要な事項を定め、委員会、分科会、検討会等の各委員（以下、委員会構成メンバーという。）の活動に報いることを目的とする。

### (基準)

第 2 条 表彰は、次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当する委員会構成メンバーに対して授賞する。ただし、対象となる表彰事由は、過去 2 年を超えない範囲のものに限るものとする。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞できる。

- 一 委員会の扱う規格の制定および改定に係わる活動に貢献顕著であったとき
  - 二 委員会の扱う規格の普及に係わる活動に貢献顕著であったとき
  - 三 その他、委員会の活動に貢献顕著であったとき
- 2 特別の事情を認めた場合は、委員会外部の個人又は団体に対しても授賞できる。

### (推薦)

第 3 条 委員会構成メンバーは、受賞候補者を推薦することができる。

- 2 推薦者は、受賞候補者の所属、氏名、年齢、推薦理由、および推薦者の氏名・所属等を明記した推薦申請書を随時表彰審議会に提出する。

### (選考と決定)

第 4 条 表彰者の選考のために、委員会に表彰審議会を設置する。

- 2 表彰審議会は主査 1 名と委員 5 名程度で構成する。
- 3 表彰審議会の主査および委員は委員長が副委員長と協議して任命する。表彰審議会主査および委員の任期は 2 年とし、4 回を超えない範囲で再任されることができる。
- 4 表彰審議会は、毎年の年度末の委員会までに当該年度の表彰者を選考する。但し、特別の事情を認めた場合は、その都度選考することができる。
- 5 委員会は、表彰審議会の選考に基づき表彰者を決定する。

### (方法)

第 5 条 表彰は、毎年年度末の委員会で、委員長が表彰者に表彰状を授与してこれを行う。但し、特別の事情を認めた場合は、その都度表彰することができる。

- 2 表彰の内容は、表彰者の承諾のもとに新聞、雑誌、委員会のホームページに掲載することで公表し、表彰者の所属する組織がある場合はその適切な部門に通知する。

(規約の変更)

第6条 本規約を変更するときは、委員会の承認を得なければならない。

以 上